和福障第２０７４号
令和８年１０月１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎
（　公　印　省　略　）

こども性暴力防止法の施行に向けたこまもろうシステムマニュアル（素案）について
（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、こども家庭庁から所管の指定障害児通所支援事業所宛てに周知するよう依頼がありましたので、お知らせいたします。

本法で定められている犯罪事実確認（(性犯罪科の有無の確認)、定期報告、認定などの手続はこども家庭庁が開発中の専用システム「こまもろうシステム」において、オンラインで行うこととなります。特に、犯罪事実確認については、事業者及び従事者に当該システムを操作していただくこととなるため、操作に必要なマニュアルを事前に確認しておくことは非常に重要です。

つきましては、別添の周知依頼とともに、こども家庭庁が作成した当該システムのマニュアル（素案）を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

【添付書類】
①周知依頼（令和８年８月２８日付け）
※各種マニュアルの掲載先が記載されています。
②こまもろうシステムマニュアルについて
③義務事業者向けマニュアル（素案）
④従事者向けマニュアル（素案）

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷